

学校いじめ防止基本方針

岐阜県立加茂農林高等学校

- 1 いじめの問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめの未然防止のための取組
- 3 いじめ問題発生時の対処
- 4 いじめ問題後の取り組み
- 5 関係情報等の取扱い

この「学校いじめ防止基本方針（岐阜県立加茂農林高等学校）」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行され平成 29 年 3 月 14 日に改定された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第 2 条）

（2）具体的ないじめの姿

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- ・生活や活動をともにする場面で迷惑行為を行う。

（3）いじめ防止基本方針の意義

- ・生徒の尊厳を保持することを目的として、いじめ問題克服に向けて取り組む。
- ・いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「加茂農林高等学校 学校いじめ基本方針」を策定する。
- ・本校の「学校いじめ基本方針」の内容については、年度初めに生徒・保護者・地域・関係諸機関等に説明し、共通理解を図る。

（4）加茂農林高校の姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

すべての生徒について、これまでにいじめ類似行為を受けてきた可能性が高いと考えて、被害生

徒がいじめの側になったり、いじめられる側になりやすいと捉え、いじめが起こりやすい土壌があると意識して、常に予防、観察、相談にあたる。

- 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。特に部活動と寮生活について注意を払う。
- 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- 生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織をつくる。
- 生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはならない。
- 生徒の主体的、積極的活動（授業・部活動・生徒会活動等）を推進することで、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができ、自己有用感や自己肯定感を育むことのできる学校をつくる。

2 いじめの未然防止のための取組（予防）

（1）いじめ防止等のための組織（平時の対応）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法 第22条）

〔組織の名称〕 加茂農林高等学校いじめ防止等対策委員会（いじめ防止委員会）

〔組織の構成員〕

- 学校関係者 校長、教頭、生徒指導主事、特別活動部長、教育相談係、生徒指導係、生徒代表
- 第三者 臨床心理等の専門的な知識を有する者（外部専門家の参画）、弁護士、PTA会長、地域の代表、

〔組織の運営〕

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織としていじめ防止委員会を組織する。
- 年2回（6月と2月）いじめ防止委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について振り返るとともに、第三者から意見をもらい見直しを図る。（PDCAサイクル）

（2）学校及び各分掌の取組

いじめを予防するために本校の各組織は、次に例示する措置を実施する。また、これらの措置に縛られず各組織でさらに効果的な方法を常に検討して、できるものから実践・改良していく。

実践の中で、特に効果の上がった方法は学校全体で共有するとともに、生徒指導部会などを通じて他校へ紹介する。

【学校全体】

- 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（MSL参加、地域貢献やボランティア等）
- お互いの人格を尊重し合う態度を育成する学習を位置付ける。
- いじめに関する情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心に組織対応を構築する。
- いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

- いじめに向かわない態度や能力の育成等、いじめの起きにくく、いじめを許さない環境作りのために、いじめ防止プログラム（年間計画）を定める
- いじめの早期発見・事案対処等のあり方について、「事案対処マニュアル（別1）」を定める。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

（管理職）

- 本方針が適切に運用されるよう職員組織を指導監督する。
- 集会の講話や印刷配布物を通して、いじめを許さない学校の姿勢を明確にする。

【生徒指導部】

- いじめについて校内研修や職員会議で取り上げ、職員の意識を高める。
- 学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- 「めいわく調査（7月・12月・2月）」を実施し、状況を把握する。
◎いじめの発見には、特にめいわく調査の運用が重要である。記名の厳秘調査の実施はもとより、いじめと疑われる記載があった場合は徹底してその問題解決を図ることで、生徒のめいわく調査に対する信頼を常に高めること。
- 全職員による教育相談体制を整える。（いじめ相談に対応できるよう校内研修を実施する。）
- 心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
i-チェック 5月実施 i-チェック 職員研修会の実施6月
- 情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- 外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- MSリーダーズ活動を通じて、自己有用感や自己肯定感を育み、社会の一員としての自覚を醸成する。

（教育相談係・養護教諭）

- 生徒がいじめの相談に訪れる可能性の高い部署である。生徒の些細な発言や表情の変化から、いじめの早期の発見につなげる。
- いじめた側への教育相談的な指導が、効果を期待できる場合はスクール・カウンセラーの面接などを積極的に活用する。
- スクールカウンセラーによる講話（教育相談講話）を実施することで、コミュニケーション能力の向上と人との付き合い方について考えさせる。（いじめの未然防止）

【学年団・担任副担任】

- 学校行事や進路意識など、学年単位で生徒の気分は同調する。ポイントを押さえて、お互いの違いを認め、尊重する指導を行う。
- 始業HR、終業HRまたは休み時間の教室の様子を定時定点に観察し、生徒の変化を捉える。
- 生徒の人間関係やその変化を情報交換し、いじめの温床となるふざけあい集団や集団の中でのいさかきの動向などを共有する。
- 学年懇談会を実施することで、職員と保護者の情報共有を行い、生徒の些細な変化に気づき、双方で協力しながらいじめの早期発見・早期対応に努める。（3年6月、1年10、2年1月）

【教務部】

- 授業規律を整えて学ぶ権利を尊重し合う授業をつくる。
- わかる授業を確立し、できない子が軽視されない、みんなが輝く授業の研究を推進する。
- ユニバーサルデザイン授業（分かりやすいプロセスや表示の仕方など）を推進する。

【進路指導部】

- ・ 社会人として人を尊重し、自分が尊重される進路目標を定められる指導を行う。
- ・ 計画的で、生徒一人一人が大切にされる進路指導の推進のため、早期から高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・ インターンシップを積極的に取り入れ、お互いを尊重するソーシャルスキルを習得させる。

【特別活動部】

- ・ HR活動に、人権意識、ソーシャルスキルやコミュニケーション力を育成する活動、アサーショントレーニング、アンガーマネジメントを意識的に取り入れる。特に、新1年生については、入学間もない時期に、LHR等を活用して、いじめや人権意識について身に付けさせる。
- ・ 生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・ 生徒会活動の中に、生徒がいじめについて討議したりアピールをする具体的な活動を組み入れる。
- ・ 集団活動を通して集団の中で生きるための道徳心や倫理観を育成する。
- ・ 学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。

(部活動)

- ・ 部活動内で良好な人間関係を体験させ、目的に向かってお互いが高めあえる組織を目指す。
- ・ 部顧問は上級生下級生の関係、しごき、乱暴な言葉などに注意を払う。

【渉外部】

- ・ P T A総会や学年懇談会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・ 保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・ いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ・ P T A役員会や学年懇談会等の機会を捉え、「いじめ」について話題をあげ、教員・保護者間での情報共有を密に行い、いじめの未然防止・早期対応に努める。

【農場部】

- ・ 農業生物の育成を通して生命の大切さを学び取らせる。また、道具などを大切に扱うことを通じて、物事にていねいに向き合う気持ちを養わせる。

【学 科】

- ・ 学期に1回学科集会を行い、学科に対する帰属意識を持たせ、当番実習等での協力・協調を育む。
- ・ 学科の専門性を通して人の役に立つ充実感、思いやることの大切さを体験的に学ばせる。
- ・ 食や農に携わる専門家としての倫理観を習得させ、人としての生き方を高めさせる。

【寮務部】

- ・ 上級生、下級生の関係や寮生の性格などに配慮し、いじめ行為を見逃さない。
- ・ 寮生の自主性を重んじた人権意識の高い寮運営を進める。

(3) 年間計画 いじめ防止プログラム 「常時：毎回職員会後に全職員による情報交換」

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式 新入生OR 第1回校内いじめ防止職員研修 第1回教育相談週間(2者懇談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に関する講話【生徒指導主事】 ・ いじめ防止に関する講話【生徒指導主事】 ・ 学校の方針と具体的対応の確認 ・ 生徒の生活状況や悩み等の把握
5	第1回教育相談週間(2者懇談) i-チェック(1・2・3年) 教育相談講話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の生活状況や悩み等の把握 ・ 自己肯定感・学級適応感の把握 ・ コミュニケーション能力の向上を図る。

6	第1回いじめ防止等対策委員会 職員研修 学科集会（全学科） 第1回めいわく調査（全校）	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の年間の取組について検討 生徒理解と生徒の対応についての研修 生徒に帰属意識と協調性を持たせる めいわく調査の項目として、いじめを位置付け
7	生活改善講話（情報モラル講話） 第1回県いじめ調査（4～7月分） 三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> SNS等の使用方法や個人情報取扱 第1回県いじめ調査（4～7月） 家庭生活の状況確認
8		
9	学科集会（全学科） 第2回教育相談週間 第2回校内いじめ防止職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 生徒に帰属意識と協調性を持たせる 生徒の生活状況や悩み等の把握 夏季休業明けの生徒情報交換会
10	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談についての研修
11	第2回めいわく調査（全校）	<ul style="list-style-type: none"> いじめ、迷惑調査（全校）
12	人権研修（人権講話） 第2回県いじめ調査（8～12月） 三者面談	<ul style="list-style-type: none"> 講話の中で人権について指導 第2回県いじめ調査（8～12月） 家庭生活の状況確認
1	学科集会（全学科）	<ul style="list-style-type: none"> 生徒に帰属意識と協調性を持たせる
2	第2回いじめ防止等対策委員会 第3回めいわく調査（1・2年）	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 いじめ、迷惑調査（1・2年）
3	第3回県いじめ調査（1～3月） 第3回校内いじめ防止職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 第3回県いじめ調査（1～3月） 今年度の取り組みの評価と次年度の方針

3 いじめ問題早期発見の取組と留意点

(1) いじめの定義とその留意点

- いじめとして取り扱う場合は、「学校いじめ基本方針」1—(2) 具体的ないじめの姿で示した具体的な態様等をいじめとして扱う。
- 加害者がすぐに謝罪をした場合など、すぐに良好な人間関係が再び構築された場合などは、状況を見守るなどの柔軟な対応をおこなう。ただし、いじめ防止等対策委員会等への情報提供をおこなう。
- 喧嘩として扱うかを判断する場合は、①繰り返しおこなわれていない②対等である③公平である④平等である事を検討し、あてはまらない項目が1つでもある場合は、いじめとして取り扱う。

(2) 早期発見の留意点

教職員は、次の点に留意して早期発見に努める。

- 認知件数の増加は、肯定的に評価されるものである。
- いじめ問題の情報をいじめ防止等対策委員会等に報告する義務がある。
- 日常業務の中で最優先すべき事案は、命に関わる事案と自殺防止、いじめ問題への対応である。

(3) 防止・早期発見・対処について

- いじめの防止や早期発見・対処等にあたる場合は、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル（別2）」及び【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参照する。
- 教職員は速やかに、いじめ防止等対策委員会等のいじめ対策組織にいじめに関わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

4 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(法 第23条)

〔いじめ事案への対応ポイント〕

素早い対応	把握すべき事実
<ol style="list-style-type: none"> ①最悪の事態を想定した対応とする ②被害生徒の保護を最優先とする ③毅然とした指導を行う ④組織的行動と情報の整理共有 	<ol style="list-style-type: none"> ①いじめの対象者および人間関係把握 ②いじめ構造の把握 ③いじめの様態把握 ④被害生徒・保護者の状況把握 ⑤二次的な問題の有無の把握
<p>1. 被害生徒の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生命の安全確保を約束し安心させる。 ②目に見える形で対応策を実施する。 ③心のケアを専門的に実施する。 ④周りで支える生徒集団を確認・強化する。 <p>共感的理解に基づき支援に当たる。疎外感や孤独感など本人の不安を職員だけでなく、生徒の理解と協力を得て取り除く。また、専門的知見に基づいて教育相談係・スクールカウンセラー等による継続的な心のケアを実施する。</p>	

2. 被害生徒の保護者との連携

①第一報(電話)事実を正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

②家庭訪問の実施(複数職員)

状況によって謝罪が必要な場合はそれを第一とし、誠意を持って対応する。保護者の心情に沿って状況の共有を図った後、被害生徒の支援について学校の考えを理解していただき協調して対応していただける関係をつくる。事案によっては警察への被害届が出る場合がある。

③隠し立てのない情報開示を約束する。

④被害生徒の支援方法の協議

3. 加害生徒および保護者への対応

①事実を明らかにする

事案によっては法的責任・民事的責任を確認・理解させる。

②被害生徒への謝罪(形式的なものにならぬよう指導する。)

事実を受け止めさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然と示す。被害生徒の安全と安心の確保が第一となることを理解させる。加害生徒の生い立ちなど生育環境などを把握したうえで、本人が成長し、心からの謝罪が出るよう粘り強く指導する。また保護者には被害生徒に対する補償の責務を果たしていただくとともに本人の指導に協調をいただく。

③保護者の理解

事案における加害生徒の関与を受け止め、保護者としての責務を理解していただく。

④スクールカウンセラーの活用による支援

いじめに至る心理的背景や生育歴、事後の指導への専門的助言(対 本人・職員)

4. 生徒全体への指導

①重大な事案では全校集会等を実施。

正確に事態を伝え、毅然とした指導が行われることを理解させる。被害生徒と保護者の了解を得たうえで、事案の程度により事案伝達といじめは許されない旨の指導を行う。いじめられる側にも問題があるとの考えの払拭、とともに加害生徒の復帰にも配慮する。二度と本校においていじめを起こさないという意識を持たせるゴールを用意して指導を行う。

②関係生徒の協調と心のケア

被害生徒の安心のために関係生徒に協調についての指導をする。必要な心のケアをする。

〔組織対応〕

・生徒指導部、教育相談係、学年会による対応

・生徒指導委員会による対応

・加茂農林高等学校いじめ防止等対策委員会(いじめ防止委員会)による対応

構成員は、加茂農林高等学校いじめ防止組織(いじめ防止等対策委員会)とする。

また、第三者として、いじめに関する専門的な知見を持った者を追加で加える場合がある。

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スクールサポートチーム派遣」を活用する。

〔対応順序〕

- 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ↓
- 十分な判断材料のもと、いじめとして対処すべき事案か否かを総合的に判断
- ↓
- 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ↓
- 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ↓
- 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ↓
- 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ↓
- 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ↓
- 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- （法 第28条）

〔対応順序〕

- 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査実施の主体について、学校または県教委とするか判断する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・加茂農林高校いじめ対応委員会（いじめ防止等対策委員会）に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※いじめ対応委員会の構成員は、その事案関係者と直接の人間関係や、特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スクールサポートチーム派遣」を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と緊密に連携を図って調査を進める。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対して十分な配慮する。同時に、過度な個人情報保護で、外部説明が不十分とならぬようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象たる生徒や保護者に趣旨を説明のうえ、理解を得ることが必要である。
- ・調査結果はいじめが認められた場合でも、そうでない場合でも、設置者である岐阜県に報告する。（県教委に報告し、知事に報告される。）
- ・いじめにより重大な被害を生じたと申し立てが、生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。また、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委と連携して、いじめを受けた生徒とその保護者に対して、調査結果をすみやかに報告する。
- ・いじめが認められなかった事案について、保護者等から再度の調査を求められた場合、第三者にも相談しながら、法を遵守した対応を再度行う

5 いじめ問題後の取組

- （1）いじめの被害生徒については、継続的に面談を行うなど支援をつなげて心理的な変化に注視する。特に進級などの時期には、担任の申し送りを綿密に行う。また、加害生徒についても、観察や面談を行い、望ましい行動を取れた場合には認めるなどの指導を行う。
- （2）いじめが発生した集団には、いじめが再発しやすい傾向があると考えて、多くの職員で当該集団について、事後観察を継続する。
- （3）いじめとして指導した事案は、内容を整理記録して次のように活用する。
 - ・いじめ予防の教材とする。
 - ・先例としてその後の指導の際の参考とする。

6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3ヶ月を目安にする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合においては、事案に応じて、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 関係情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題は、被害者やその保護者に経緯や内容等を伝えるために報告書の作成が必要となり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該生徒が卒業後5年間とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月1日	作成
平成27年4月1日	一部改定
平成28年4月1日	一部改定
平成29年4月1日	一部改定
平成29年11月1日	一部改定
平成30年4月1日	一部改定
平成31年4月1日	一部改定
令和2年4月1日	一部改定